

令和7年10月1日

地震の被害から、命と財産を守るために ～ 木造住宅耐震診断希望者を募集中 ～

福島市では、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断事業を行っています。

診断にかかる費用の一部を市が負担しますので、数万円から十数万円の自己負担で、自宅の耐震性能を診断できます。また、診断を行う事業者(建築士等)を市が派遣するため、自分で事業者を探す手間が省けます。

地震の被害から、大切な命と財産を守るため、是非お申し込みをご検討いただきたく、報道機関のみなさまには周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 募集期間 : 令和7年**10月31日**(金)まで
- 2 募集戸数 : 5戸
- 3 補助額 : 156,000円
- 4 自己負担額 : 診断にかかった費用から、補助額を差し引いた残りの額をご負担いただきます。
自己負担額の目安 … 約6万円～約16万円
(住宅の広さ、図面の有無により異なります。)
- 5 対象となる住宅の主な要件(次の要件すべてを満たすもの)
 - (1) 所有者が自ら居住する又は居住する予定の専用若しくは併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であること。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅(昭和56年6月以後に増改築された住宅を除く)
 - (3) 在来軸組工法、伝統的工法、桢組壁工法により建築された3階建て以下かつ400㎡未満の木造住宅
※桢組壁工法のうち、ハウスメーカー独自の工法によって建築されているものは、診断が実施できない場合があります。
 - (4) 過去に、福島市による耐震診断等を受けていない住宅
- 6 これまでの利用実績
平成18年度の事業開始以降、令和6年度までに **573件**の耐震診断を実施しています。

担当：住宅政策課 住宅政策係
課長 清野、係長 大森
電話 024-525-3734 (直通)

ご自宅の耐震診断 費用の一部を補助します

おうちの“診断”
してみませんか？



昭和56年5月以前に建築
された木造住宅の耐震診断
費用の一部を補助します。
地震から大切な命と住ま
いを守るために、是非ご検
討ください。

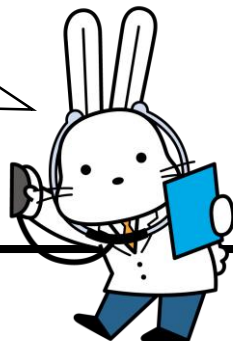
- ★数万円から十数万円で
ご自宅の耐震性能を
診断できます。
- ★診断を行う事業者を
市が派遣しますので、
ご自分で事業者を探す
手間が省けます。

○募集期間 令和7年 **10月31**日まで
○補助額 156,000円
○募集戸数 5戸（募集戸数に到達次第終了）

くわしくは、福島市役所 住宅政策課 住宅政策係まで
（電話024-525-3734）

★裏面もあります📄

地震はいつ起こるかわかりません 早めの診断をおすすめします！



どんな住宅が対象？

- (1) 所有者が自ら居住する又は居住する予定の専用若しくは併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅(昭和56年6月以後に増改築された住宅を除く)
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法により建築された3階建て以下かつ400㎡未満の木造住宅
※ 枠組壁工法のうち、ハウスメーカー独自の工法によって建築されているものは、診断が実施できない場合があります。
- (4) 過去に、福島市による耐震診断等を受けていない住宅

どれくらいの費用で耐震診断ができる？

耐震診断にかかった費用から、市の補助額156,000円を差し引いた残りの金額を、診断を行った事業者にお支払いいただきます。

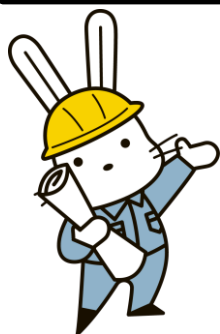
市からの補助額を差し引いた**残りの費用の目安**は以下のとおりです。

住宅の延床面積・建物平面図の有無	お支払い目安(税込)
200㎡以下※1・平面図※2あり	62,900円
200㎡以下・平面図なし	84,900円
200㎡超・平面図あり	136,600円
200㎡超・平面図なし	158,600円

※ 上記の金額は、あくまで目安です。

※ 現地調査の結果、延床面積が200㎡を超える場合があります。

※ 「平面図」は、確認申請等で使用した筋交い等が明記されている図面



くわしい内容や、必要な手続き・書類など
福島市役所 住宅政策課 まで
お気軽にお問い合わせください！
(電話024-525-3734)